

# 有明ヘルパーステーション 運営規程

## (指定介護予防・日常生活支援総合事業)

### (事業の目的)

第1条 本運営規程は日本医療サービス株式会社が開設する有明ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有明ヘルパーステーション
- 二 所在地 福岡県大川市大字榎津160番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名（訪問介護職員と兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問型サービス計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上  
訪問介護員等は、指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 8:30～17:30
- 三 訪問介護サービス対応日・時間 年間をとおして24時間体制とする。
- 四 介護サービス計画で深夜帯に計画が組み込まれていない場合は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、各保険者が定める基準によるものとし、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に乗じた額

とする。この規程の別紙として料金表を添付する。

一 身体介護に関する内容

二 生活援助に関する内容

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定介護予防・日常生活支援総合事業に要した交通費は、通常の事業の実地地域を超えた地点から10km増すごとに片道250円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大川市、久留米市城島町、三潞郡大木町、柳川市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、指定介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（秘密保持等）

第9条 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（個人情報利用についての同意）

第10条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、利用者若しくはその家族に対し書面での同意を求め承諾を得るものとする。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（身体拘束等の廃止）

第13条 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 緊急やむを得ない場合の要件として、「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たしているか判断する際は、管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、介護職員等、事業所職員にて協議するものとする。また、必要に応じ主治医や利用者の担当介護支援専門員等にも確認を行う。

- 3 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、利用者の家族等に説明し同意を得る。
- 4 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。
- 5 身体拘束等を原則行わないことについても、その家族等の理解及び協力が必要不可欠であるため、「身体拘束がもたらす多くの弊害」についても利用者及びその家族等へ説明する。

#### (高齢者虐待防止)

第14条 当事業所では、利用者等の人権擁護及び虐待防止を推進し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、利用者及びその家族等の支援を行いその負担の軽減を図る。高齢者虐待とは、養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）、養介護施設従事者等（介護保険施設等の入所施設、介護保険居宅サービス事業者、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員）が行う次のような行為である。

##### 一 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### 二 介護世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

##### 三 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### 四 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### 五 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 2 未然防止のための措置

利用者等の人権擁護及び虐待防止のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

##### 一 虐待防止指針の整備と職員への周知

##### 二 虐待防止研修の実施

「虐待防止」「身体拘束防止」「権利擁護」に係わる研修を年1回以上実施する。

2月に1回程度、虐待防止チェックシートを用い職員が自身の行動を振り返る機会を設ける。

##### 三 虐待防止責任者の選定と虐待防止委員会の定期開催（年1回以上）

虐待防止責任者を選定し事業所内にて虐待防止委員会を開催する。また、グループの介護保険事業所間で開催する虐待防止委員会にも参加し情報共有・虐待防止に努める。

##### 四 ケアプランに基づき訪問介護計画書を作成し、適切な支援の実施に努める。変更が妥当と考えられる場合は担当の介護支援専門員へ報告し、虐待に繋がることが無いよう連携を図る。

#### 3 発生時の対応

養護者又は養介護施設従事者等による、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに対応する。

##### 一 虐待の事実確認と記録

##### 二 職員への聞き取り調査

##### 三 利用者・家族への説明と支援

四 関係機関（市町村・居宅介護支援事業者・包括支援センター等）への報告・通報

※生命・身体に危険がある状況では警察への相談・報告・通報も実施

五 再発防止策の検討と職員への周知

（非常災害対策）

第 15 条 従業員は事業継続計画（BCP）に応じた対応に至るよう、目的と重要性を含め理解し、適切に災害や緊急事態の対応ができる体制を構築する。（自然災害等に伴う非常災害時、新興感染症等に伴う非常災害時を含む。）1年を通し訓練を実施する。（風水害・地震1回、防犯1回、感染症関連1回、計3回の訓練及びシミュレーション等を消火・通報及び避難の訓練2回に加え実施する。）その際、運用可能な計画に至っているか事業継続計画（BCP）の見直しを継続的に行う。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 事業所は訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 学会、研修会の参加 管理者が必要と認めた時

三 事業所内での勉強会、ケース検討会 随時

2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本医療サービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

令和6年4月1日改定。

令和6年6月1日改定。

令和7年12月1日改定。